

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和二年十月九日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	鷺宮高等学校	令和2年6月26日 (第118号)	令和元年度の「浄化槽清掃業務委託契約」について、7月25日に実施した浄化槽清掃業務(全4回中1回目)の業務完了報告書の速やかな提出を求めず、完了検査が履行日から2か月以上遅れてしまったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査結果を事務職員全員に周知し、経緯等を共有するとともに、他の委託契約等についても同様の事案が発生しないよう、次のとおり契約事務の適正な執行の徹底を図った。</p> <p>まず、事務職員全員が各種契約の進捗状況を常に把握できるよう、契約状況確認シートを作成し、事務室内に掲示した。</p> <p>このシートを事務室内で定期的に確認することで、契約事務の適正な進行管理を図ることとした。</p> <p>さらに、自己検査結果・処理状況表に契約の履行確認に係る項目を新たに追加し、自己検査時における各種契約の進捗状況の確認を徹底することとした。</p>

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	上尾かしの 木特別支援 学校	令和2年3月6日 (第86号)	平成30年度に支給した非常勤講師の報酬について、平成31年1月分及び3月分の支給額を誤って算定し、過払していたことは不適切であった。	<p>過払金については、令和2年1月31日に返納がなされた。</p> <p>再発防止のため、監査結果を事務職員全員に周知し、非常勤講師取扱要綱等を基に正しい報酬額の算定方法について再確認するとともに、毎月の自己検査における確認を徹底することとした。</p> <p>また、今回の事案について誤支給の内容や正しい計算方法を資料としてまとめ、今後の報酬支払の起案に添付し、複数の職員による確認を行うこととした。</p> <p>さらに、職員が異動した際にも資料を共有するなど、同様の誤りが起こらないよう徹底することとした。</p>